

西目屋村自殺予防対策計画

## 第2期

# いのちつなぐ西目屋村自殺予防対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない西目屋村を目指して～

計画期間 2024（令和6）年度～2028（令和10）年度【5年間】

2024（令和6）年3月 西目屋村

# はじめに



国においては、2006（平成 18）年に「自殺対策基本法」の施行、2007（平成 19）年に「自殺総合対策大綱」の策定が行われ、自殺は広く社会の問題として認識されるようになりました。2016（平成 28）年には「改正自殺対策基本法」が施行され、2022（令和 4）年には自殺総合対策大綱が見直されるなど、自殺対策に関する一連の法律等が整備されてきているといえますが、全国的な自殺者数は年間 2 万人を超える水準で推移し男性が大きな割合を占める状況は続いています。また、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は 2 年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、第 1 期計画の取組のほか、女性や小中高生に対する更なる自殺対策の推進が必要と考えます。

今日の日本社会は、少子高齢化・高度情報化などが進む中で価値観も多様化し、地域社会よりも個々を重視する傾向が進んでいるように感じます。経済格差、教育機会や雇用等の社会的格差も拡がり、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大におけるその影響は本村における私たちの平穏を脅かしていると感じております。

そうした中、さまざまな悩みや不安を抱えて生活に困ったときなどに、誰を頼ればいいのか、どこに相談すればいいのか分からないという方や、相談することをためらって悩みや問題をひとりで抱え込んでしまっている方もいるのではないのでしょうか。

本村においても、過去に数名の方が自ら命を絶つに至っており、今後の情勢によっては、自殺者が増加する事も考えられます。

この状況を変えるために、私自身を含めた村職員全員が先頭に立って、さまざまな不安や生活困窮などの悩みを抱える村民の皆さんの相談支援に取り組むことを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない 生き心地の良い西目屋村」の実現を引き続き目指します。

今回策定した第 2 期『いのちつなぐ西目屋村自殺予防対策計画』は、その実効性を高めるために、村の全事業の中から精査した「生きる支援」に関連する事業を全職員が再確認したうえで策定しました。

計画の推進にあたりましては、国や県などの関係機関・村内の関係団体をはじめ、村民の皆さんと協力して、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していくことが必要と考えておりますので、今後も皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましては、アンケート調査を通じて貴重なご意見ご提言を賜りました村民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

2024（令和 6）年 3 月

西目屋村長 桑田 豊 昭

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定・見直しの趣旨	
2 自殺対策の基本方針	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間	
5 計画の数値目標	
第2章 西目屋村の自殺に関わる現状と特徴	5
第3章 第1期計画の取組状況(評価)と第2期計画の取組について	13
「いのち」を守る基本施策と重点施策	
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	14
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	15
基本施策3 村民への啓発と周知	16
基本施策4 生きることの促進要因への支援	17
(1)女性(妊産婦含む)、子育て中の保護者への支援	17
(2)高齢者、その家族への支援 ※重点	17
(3)障害や病気等を抱える人、その家族への支援	18
(4)生活困窮者、無職者、失業者への支援 ※重点	18
(5)無職者・失業者対策 ※重点	19
(6)自殺未遂者、遺された人等への支援	19
(7)相談窓口及び相談体制の充実	20
(8)アウトリーチ事業の推進	20
基本施策5 児童生徒と家庭が困難に対処できる教育と支援の推進	22
(1)児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	22
(2)児童生徒の子どもと家庭を支える取り組みの推進	22
第4章 自殺対策の推進体制	23
第5章 計画の進行管理	23
参考資料	
参考資料1 西目屋村自殺予防対策連絡会議要綱	24
参考資料2 こころの健康に関する住民意識調査	26

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定・見直しの趣旨

我が国においては2016（平成18）年10月に「自殺対策基本法」（以下、「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。また、いまだに全国では多くの方が自ら命を絶つ状況に追い込まれているという深刻な状況は変わりありません。このような状況の中で、2016（平成18）年4月には基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「生きることの包括的な支援」として、施策が拡充されました。また、2017（平成29）年には自殺総合対策大綱も見直され、地域レベルの実践的な取組の推進や、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が新たに加えられました。

これらの取組の結果、自殺者数は減少し、令和元年には年間自殺者数が19,425人にまで減少しました。しかし、2020（令和2）年には自殺者数が11年ぶりに増加に転じ、前年と比較して818人増加の20,243人となりました。また、令和3年は概ね横這いで推移し20,291人となっています。男女別の内訳をみると、男性は減少傾向にある一方で、女性が増加傾向にあります。この背景として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、経済・生活問題や勤務問題等の自殺の要因になりかねない問題が悪化したことなどが指摘されています。

このような状況において、国は、自殺総合対策大綱を2022（令和4）年に見直しました。子ども・若者の自殺対策の更なる推進や、女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進のほか、社会全体の自殺リスクを低下させるための相談体制の充実、相談窓口や情報のわかりやすい発信、居場所づくりの推進、職場におけるメンタルヘルス対策の推進や長時間労働の是正等、幅広い総合的な対策を打ち出しています。

また、2023（令和5）年4月に開設されたこども家庭庁においては、6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が示され、こどもの自殺の要因分析や、自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備のほか、遺されたこどもへの支援等の取組を進めていくことが示されました。

加えて、2024（令和6）年4月に「孤独・孤立対策推進法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

西目屋村においては過去に数名の方が自ら命を絶つに至っており、今後の情勢によっては、自殺者が増加する事も考えられます。

本計画は、村民一人ひとりが自殺予防の主役となり、自殺を考えている人を一人でも多く救えることができる、「みんなが助け合い、健康に暮らせるむらづくり」を目指し、自殺予防対策を総合的に推進するための新たな指針とします。

### 2 自殺対策の基本方針

2022（令和4）年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点（1）～（6）が掲げられています。

#### （1）生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

## (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

## (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

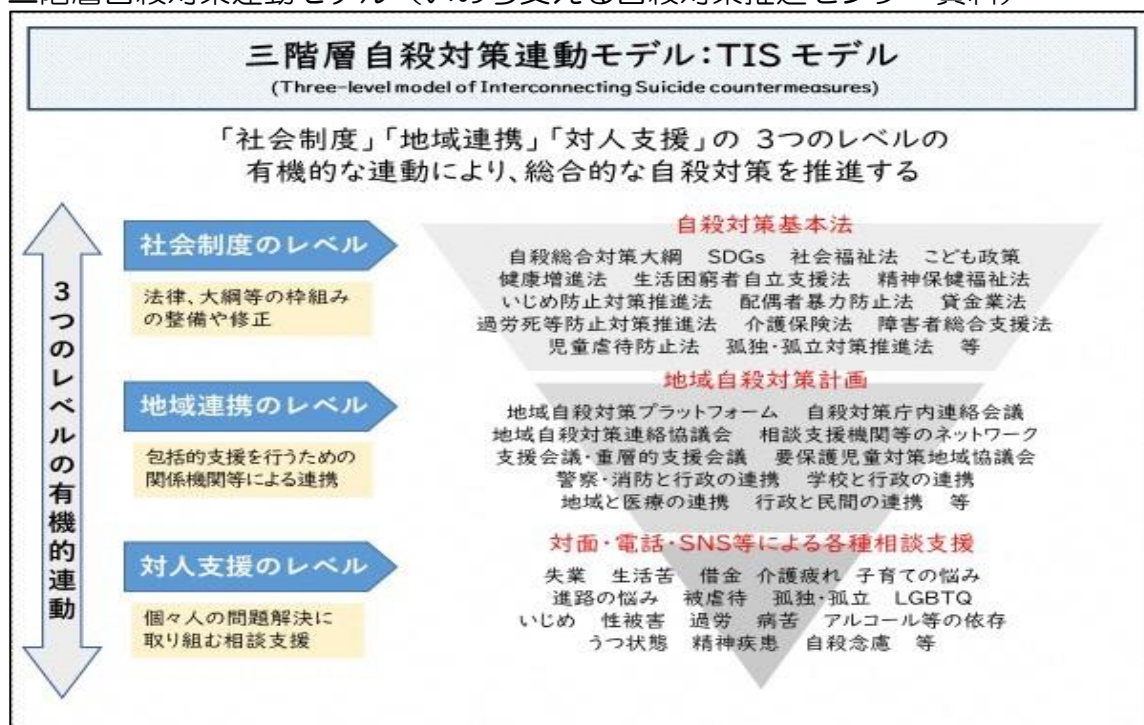
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

### 三階層自殺対策連動モデル（いのち支える自殺対策推進センター資料）



#### （４）実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていき、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

#### （５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれること

のない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

#### (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

### 3 計画の位置付け

本計画は、2016（平成28）年に改正された基本法に基づき、国の定める大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画は「西目屋村総合計画・第2期西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度」を上位計画とし、「西目屋村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度」「西目屋村子ども・子育て支援事業計画：2020（令和2）年度～2024（令和6）年度」「第4次障がい者計画：2024（令和6）年度～2029（令和11）年度」「第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画：2024（令和6）年度～2026（令和8）年度」「健康にしめや21（第3次）：2023（令和5）年度から2032（令和14）年度」「第3次西目屋村地域福祉計画・第4次西目屋村地域福祉活動計画：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度」など、関連する他の計画との整合性を図ります。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度の5年間とします。また、毎年計画の取組み状況や課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化などをふまえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

### 5 計画の数値目標

村の自殺者数の数値目標は第1期計画に引き続き「ゼロ」とします。

国は「2026（令和8）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させる（自殺死亡率を13.0%以下）」としています。

2015（平成27）年：18.5 ⇒ 2026（令和8）年：13.0以下

※2020（令和）2年：16.4



## 第2章 西目屋村の自殺に関わる現状と特徴

村の自殺の実態に即した計画を策定するため、自殺総合対策推進センターが自治体毎の自殺実態を示した「西目屋村の地域自殺実態プロフィール」を分析し、さらに自殺に対する村民の意識などの実態を把握することを目的とした「こころの健康に関する村民意識調査：2023（令和5）年3月」と「前回調査：2019（平成31）年3月」を比較しました。

これらの結果から見えてきた西目屋村の自殺に関わる現状と特徴は次のとおりです。

### 「地域自殺実態プロフィール」から

- ①本村における年間自殺者数は2～3年に1人で、直近6年間は0人
- ②地域自殺実態プロフィール2023が提示する重点施策がないため、前回に引き続き「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」とする。

### 「こころの健康に関する村民意識調査」から（今回：R4年度 前回：H30年度）

- ③12.0%の村民が、これまで自殺を考えたことがある(前回から2.1%増)。
- ④18.9%の村民が身近な人を自殺（自死）で失ったことがある(前回から29.9%減)。
- ⑤91.6%の村民が悩みやストレスを感じた時の相談先として、家族や友人に相談している(前回から5.4%増)。
- ⑥35.0%の村民が「自殺予防に関する啓発物」を見たことがない。(前回から10.4%増)。
- ⑦52.5%の村民が「自殺予防対策に関するPR活動」について必要だと感じている(前回から5.5%微増)、また、8.5%の村民が不要と考えている(前回から16.8%減少)。
- ⑧39.0%の村民が「自殺は防ぐことができる」と感じている(前回から26.4%減)。また、54.8%の村民がどちらとも言えないと感じている(前回から27.6%増)。
- ⑨37.9%の村民が家計に余裕がないと感じている(前回から30.1%増)。また、13.7%の村民が家計に余裕があると感じている(前回から49.4%減)。
- ⑩8.2%の村民が、村での生活が幸せだと思わない(前回から13.6%減)。また、30.3%の村民が幸せだと思っている(前回から13.2%減)。
- ⑪7.8%の村民が絶望的だと感じている(前回から5.5%増)。
- ⑫4.4%の村民が価値がない人間だと感じている(前回から2.2%増)。



①本村における年間自殺者数は2～3年に1人、2017（平成29）年から2022（令和4）年の6年間は0人となっています。

年	人口動態統計 自殺者数	自殺統計		
		自殺者数	自殺死亡率	全国自殺死亡率
2000	1			
2001	0			
2002	1			
2003	1			
2004	0			
2005	0			
2006	0			
2007	1			
2008	1			
2009	0	0	0.00	25.56
2010	0	0	0.00	24.66
2011	0	0	0.00	24.06
2012	1	1	65.53	21.78
2013	0	0	0.00	21.06
2014	1	1	67.20	19.63
2015	0	0	0.00	18.57
2016	1	1	70.42	16.95
2017	0	0	0.00	16.52
2018	0	0	0.00	16.18
2019	0	0	0.00	15.67
2020	0	0	0.00	16.44
2021	0	0	0.00	16.44
2022	0	0	0.00	17.25

《出展：地域自殺実態プロフィール2023》

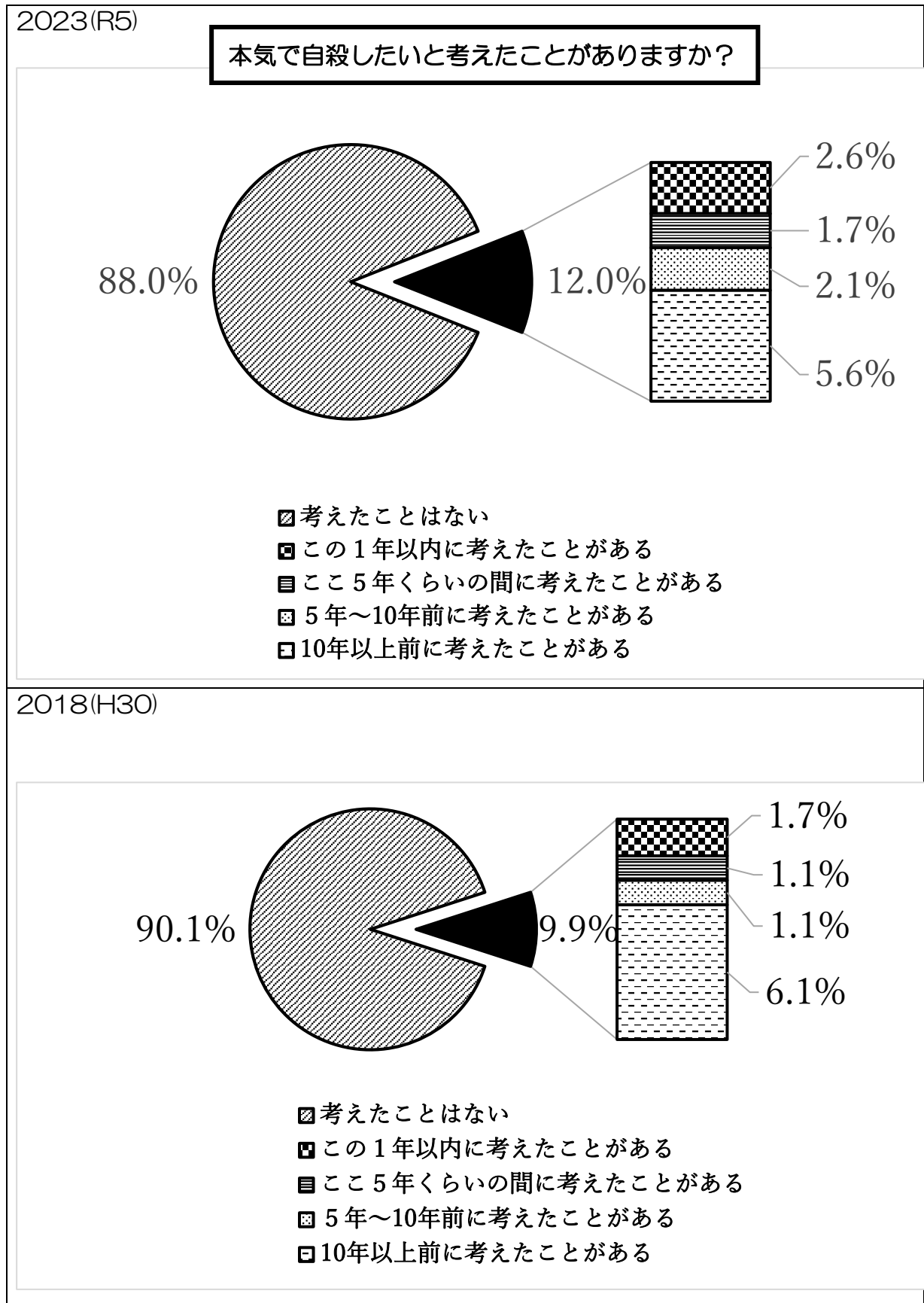
②地域自殺実態プロフィール2023が提示する重点施策がないため、前回に引き続き「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」としました。重点施策は過去5年自殺状況に基づいて作成されています。本村の2018（平成30）年～2022（令和4）年の自殺者数は合計0人（男性0人、女性0人）で、（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より集計しています。

参考：住民基本台帳に基づく人口（住基人口）＜総務省＞

人口		2018	2019	2020	2021	2022	合計	平均(人)
総数		1,356	1,369	1,359	1,327	1,301	6,712	1,342.4
男性	合計	643	643	642	624	608	3,160	632.0
女性	合計	713	726	717	703	693	3,552	710.4
男性	20歳未満	84	91	90	86	84	435	87.0
	20歳代	46	38	34	33	29	180	36.0
	30歳代	65	68	68	69	66	336	67.2
	40歳代	82	87	89	82	75	415	83.0
	50歳代	104	98	91	87	83	463	92.6
	60歳代	107	109	114	107	103	540	108.0
	70歳代	78	78	87	95	99	437	87.4
	80歳以上	77	74	69	65	69	354	70.8
女性	20歳未満	90	103	100	97	96	486	97.2
	20歳代	37	38	38	36	34	183	36.6
	30歳代	59	62	61	59	54	295	59.0
	40歳代	68	67	63	60	64	322	64.4
	50歳代	92	88	93	88	86	447	89.4
	60歳代	95	96	91	92	90	464	92.8
	70歳代	107	104	104	106	98	519	103.8
	80歳以上	165	168	167	165	171	836	167.2

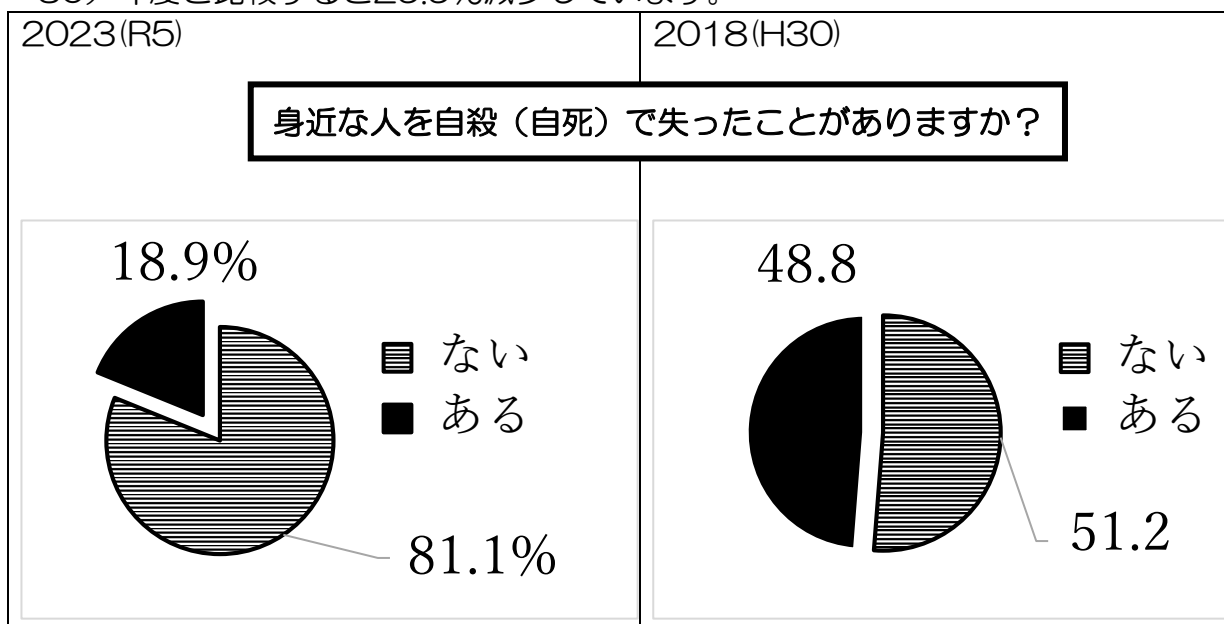
《出展：地域自殺実態プロフィール2023》

③村民の12.0%は、これまで自殺を考えたことがあり、2018（平成30）年度と比較すると2.1%微増しています。



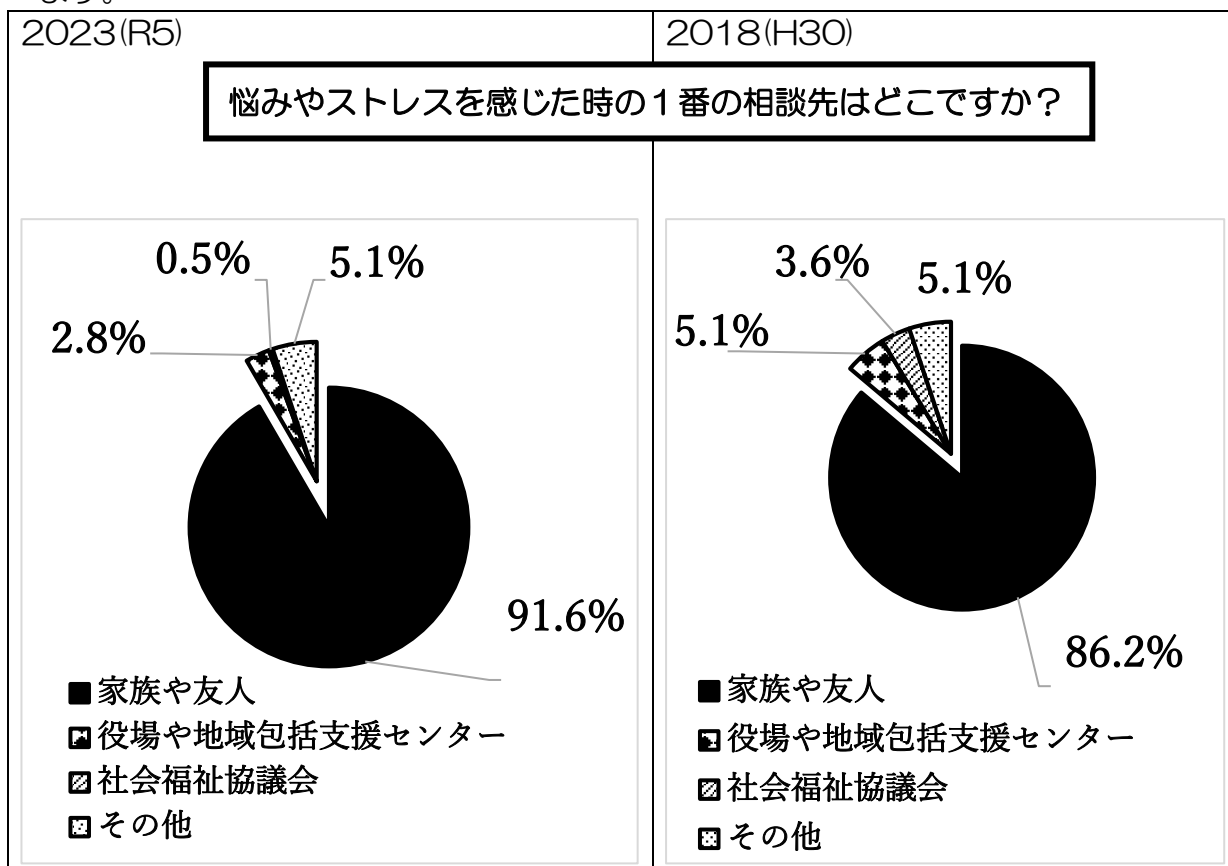
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

④村民の18.9%が身近な人を自殺（自死）で失ったことがあります、2018（平成30）年度と比較すると29.9%減少しています。



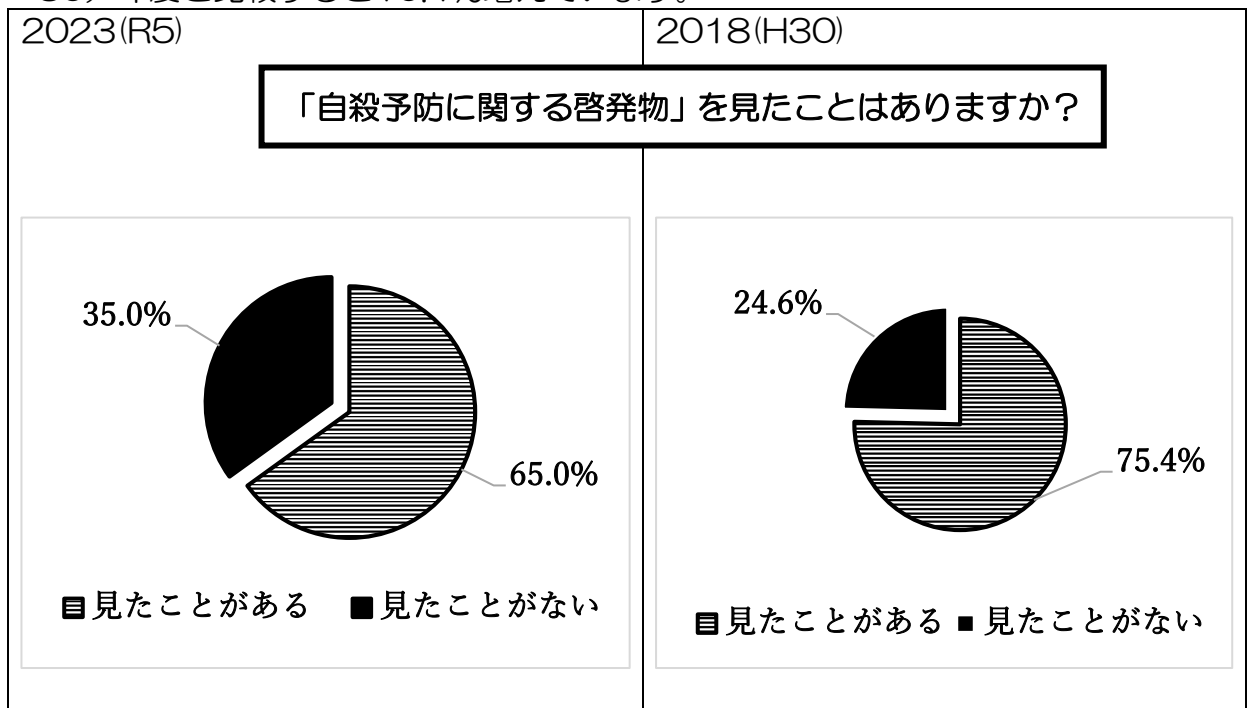
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑤村民の悩みやストレスを感じた時の相談先として、家族や友人（91.6%）の割合が高く、その割合は2018（平成30）年度と比較するとさらに高くなっています。



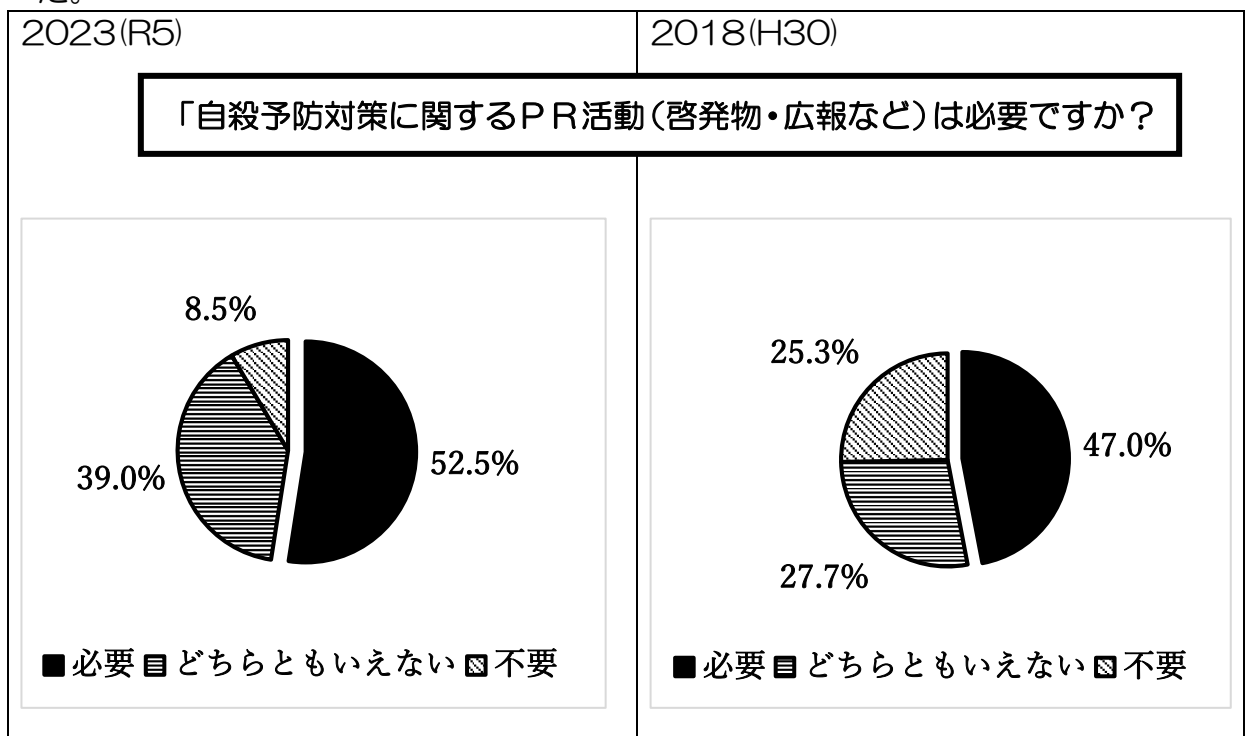
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑥「自殺予防に関する啓発物」を見たことがない村民は35.0%で、2018（平成30）年度と比較すると10.4%増えています。



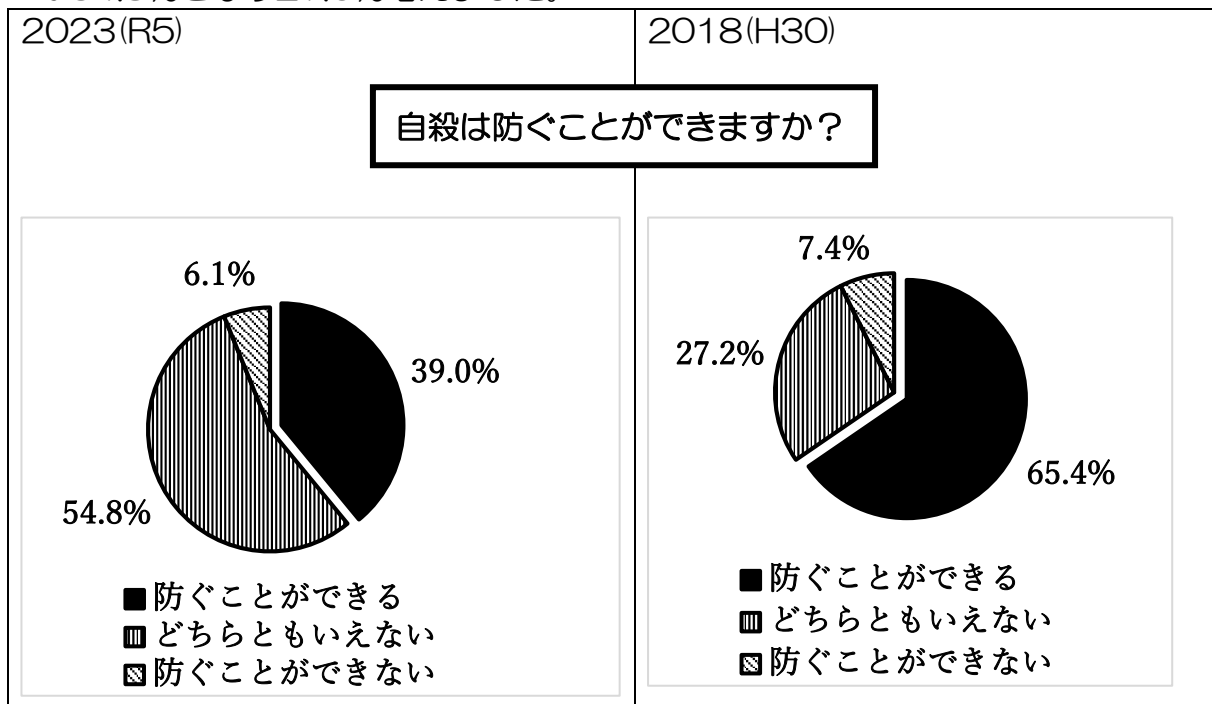
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑦「自殺予防対策に関するPR活動」について必要だと感じている村民は52.5%で、2018（平成30）年度と比較すると5.5%微増しました。また、不要と考える村民は8.5%で、2018（平成30）年度と比較すると16.8%減少しました。



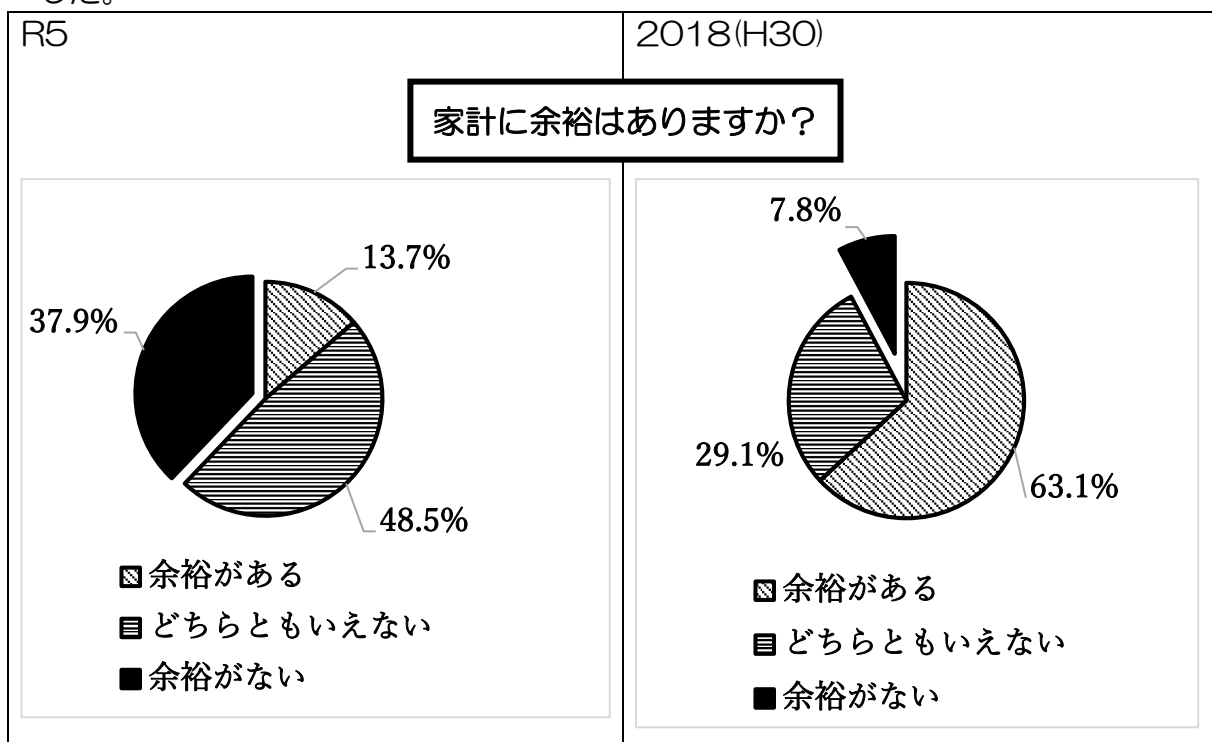
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑧「自殺は防ぐことができる」と感じている村民は39.0%で、2018（平成30）年度と比較すると26.4%減少しました。また、どちらとも言えない割合が54.8%となり27.6%増えました。



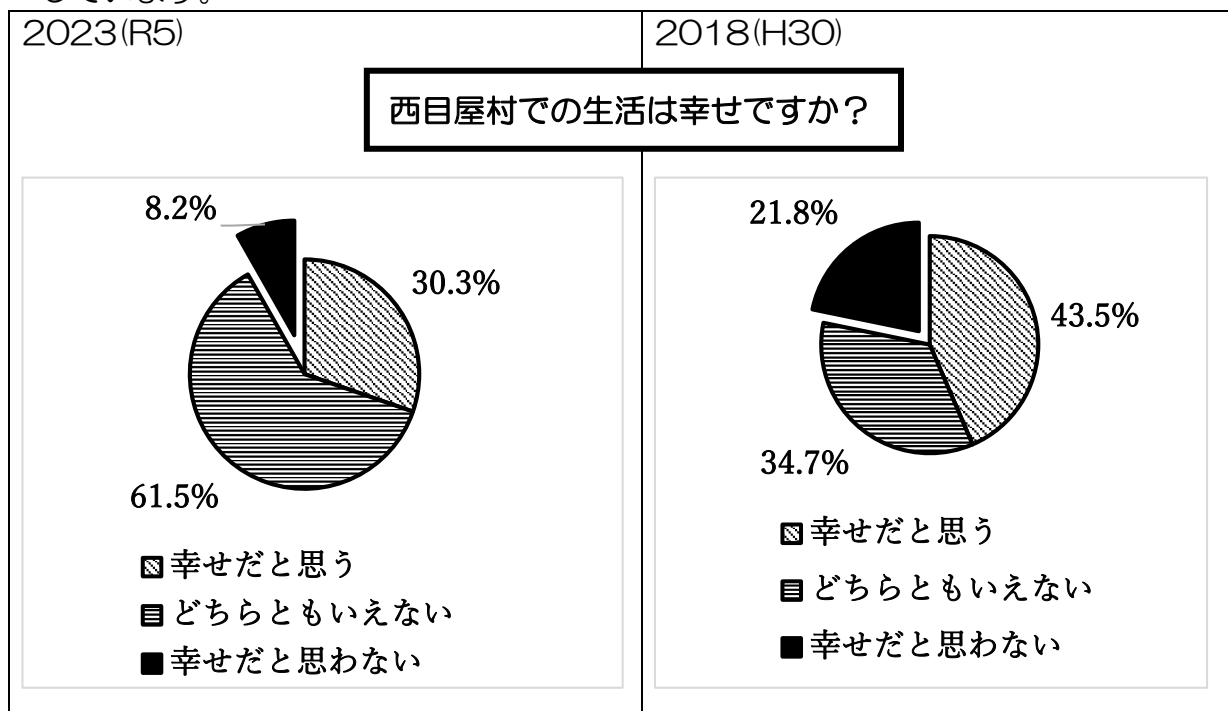
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑨家計に余裕がないと感じている村民が37.9%で、2018（平成30）年度と比較すると30.1%増加しました。余裕がある村民は13.7%で、49.4%減少しました。



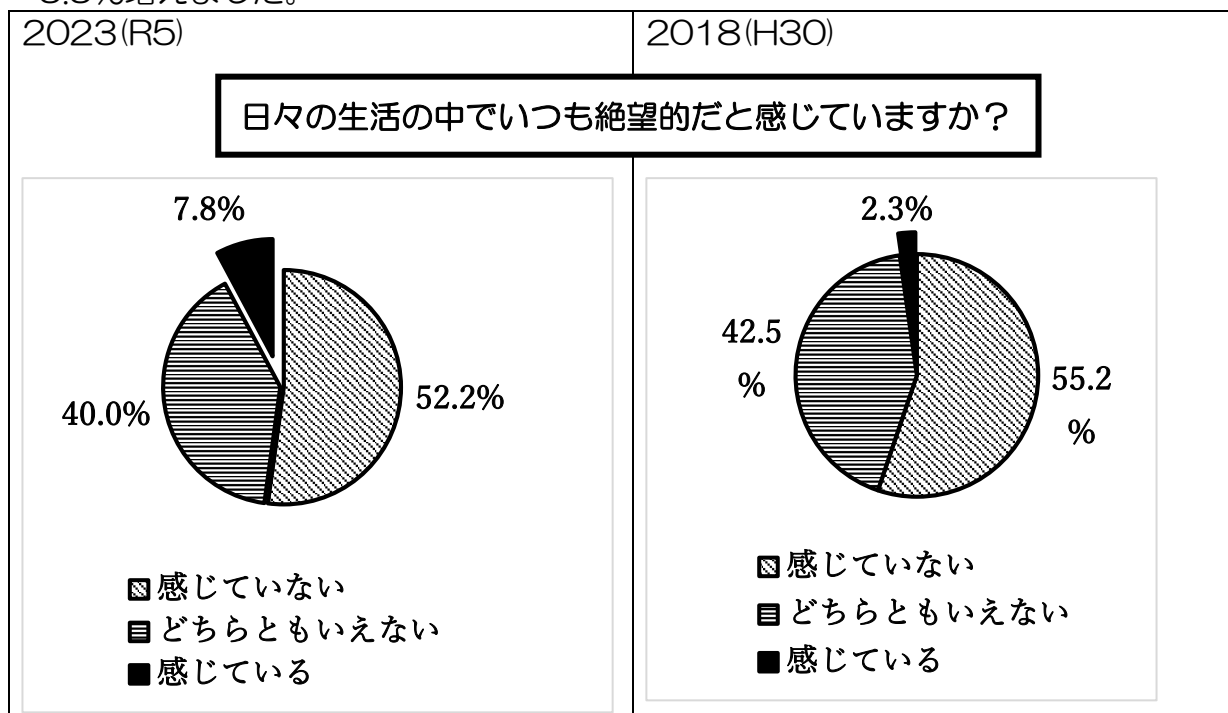
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑩村での生活が幸せだと思わない村民は8.2%で、2018（平成30）年度と比較する13.6%減少しました。また、幸せだと思う村民は30.3%で、13.2%減少しています。



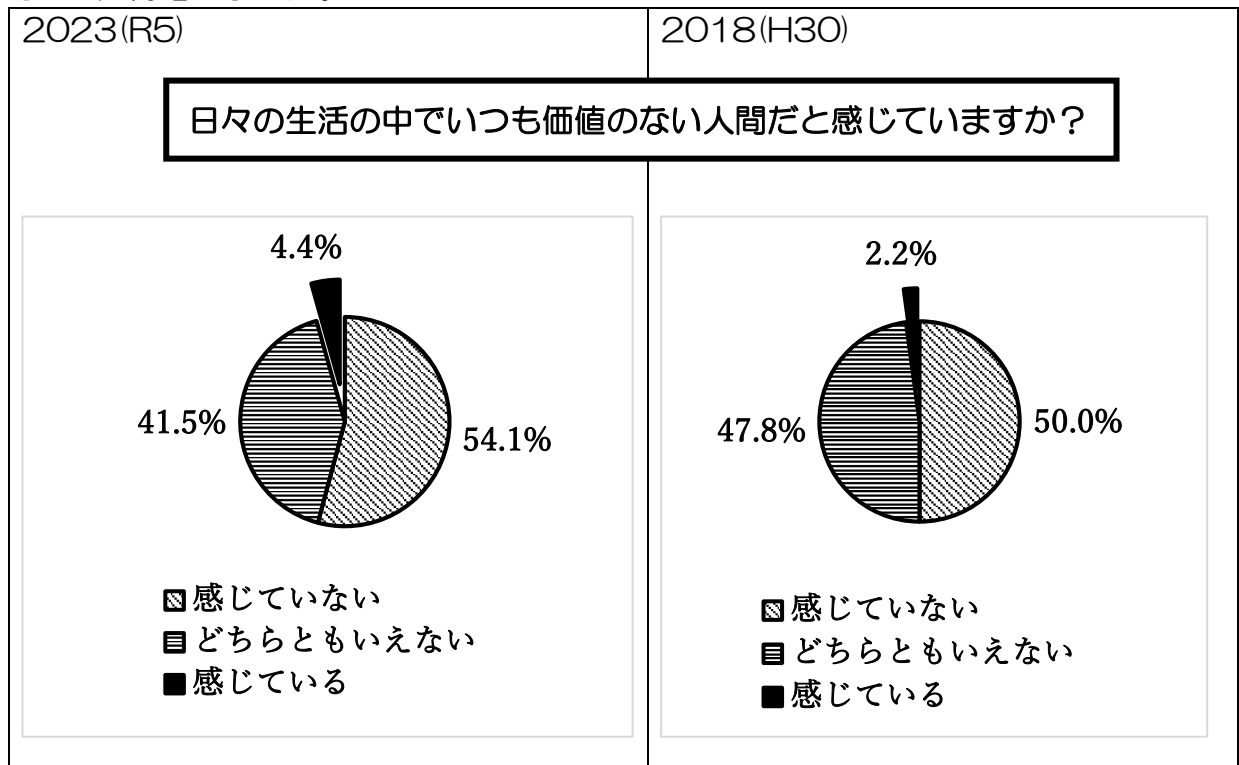
《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑪絶望的だと感じている村民が7.8%で、2018（平成30）年度と比較すると5.5%増えました。



《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》

⑫価値がない人間と感じている村民が4.4%で、2018（平成30）年度と比較すると2.2%増えました。



《出展：こころの健康に関する住民意識調査結果》



## 第3章 第1期計画の取組状況(評価)と第2期計画の取組について

### 1 第1期計画の全体評価

数値目標は自殺者数ゼロとしており、第1期計画目標は達成しています。

### 2 第1期計画の取組実施状況(評価)と第2期計画の取組

自殺の多くは追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識があります。

当村においては第1章2で示した自殺対策の6つの基本方針に基づき、第1期計画に引き続き以下の5点を基本施策、3点を重点施策とします。なお、第1期計画実施状況については、2023(令和5)年12月末までの数値となります。

「いのち」を守る基本施策と重点施策	基本施策1	地域におけるネットワークの強化	
	基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	
	基本施策3	村民への啓発と周知	
	基本施策4 生きることの 促進要因への 支援	(1)女性(妊産婦含む)、子育て中の保護者への支援	
		(2)高齢者、その家族への支援	※重点
		(3)障害や病気等を抱える人、その家族への支援	
		(4)生活困窮者、無職者、失業者への支援	※重点
		(5)無職者・失業者対策	※重点
		(6)自殺未遂者、遺された人等への支援	
		(7)相談窓口及び相談体制の充実	
基本施策5 児童生徒と家 庭が困難に対 処できる教育 と支援の推進	(1)児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進		
	(2)児童生徒の子どもと家庭を支える取り組みの推進		

## 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題等の様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、各関係機関が連携、協力することが大変重要となります。そのため、連携の効果を更に高め、「生きることの包括的な支援」を実施するため、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
西目屋村自殺対策推進本部	村の自殺対策を役場各課・教育委員会と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、全課(室)長で組織する自殺対策推進本部を設置します。	住民課 各課 教育委員会	・R3年度から年1回の本部会議を実施 ・必要時関係部署と連絡を取り対応	継続
西目屋村自殺対策推進本部ワーキンググループ	西目屋村自殺対策推進本部を円滑に推進するため、本部に各課(室)・教育委員会職員等からなるワーキンググループを設置します。	住民課 各課 教育委員会 ほか	・毎年実施しておらず、必要時関係部署と連絡を取り対応	継続
地域見守り隊	単独世帯や核家族世帯の増加により、地域とのつながりが希薄な世帯の増加が予想されます。地域団体等との協力のもと見守り活動等を実施し、地域ぐるみで自殺防止の取組みを進める必要があります。	住民課 村民 33団体 社会福祉協議会	・地域見守り隊の周知のため毎年毎戸配布にて周知 ・33団体には協力継続依頼を通知	継続
にしめや相談支援機関ネットワーク	相談支援体制の充実を図り、関係機関及び自立相談支援機関との連携を強化します。	住民課 社会福祉協議会 ほか	・月1回実施中(地域包括ケア会議と併催) ・社会福祉協議会、在宅介護支援センターと情報共有はできている	継続

## 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な相談や支援機関につなぐ役割を担う人材の養成を進めます。

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
ゲートキーパー養成講座の開催	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、温かく見守ることのできる人材を養成するための講座を開催します。 受講対象者：村民、役場職員、人権擁護委員、行政相談員、地域で活動している各種団体（保健協力員・食生活改善推進員・民生委員児童委員など）	住民課	・毎年広報にて募集するも一般希望者ゼロ ・R5年度から自治体職員が毎年受講し、最終的には全職員が受講予定 (R5年度受講者8名)	継続
メンタルヘルス、自死遺族のつどい支援などの研修への参加と周知	自殺対策を推進する職員等の資質向上を図ります。 住民へ研修会等について周知する。	住民課	・研修会参加 R3年度とR4年度はコロナ禍のため0回、 R5年度-1回 ・自死遺族のつどい支援など案内は窓口に設置	継続

### 基本施策3 村民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気付いた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
広報活動	自殺対策強化月間（3月）や自殺予防月間（9月）に合わせて、自殺予防に関する情報を、広報誌やホームページ、健康カレンダーに記載し、村民に広く周知します。	住民課	・広報、ホームページ、健康カレンダーに掲載し周知	継続
普及啓発活動	チラシやパンフレット、リーフレットでの自殺予防啓発物品を配布し、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	住民課	・チラシやパンフレット、リーフレットを配布し啓発	継続
こころの健康に関する健康教育	村民を対象にストレスやうつ予防、こころの健康について理解を深めるための健康教育を開催します。	住民課	・健康教室 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-1件 ・R5年度から普及啓発事業(県事業併催)をスタート	継続
ハローライト・福祉安心電話	独居高齢者等に緊急時の対応施策として、ハローライト(R4年度から見守りナビからの変更)・福祉安心電話を活用し見守りを実施します。	住民課 社会福祉協議会	・ハローライト(R4年度-3名、R5年度-14名)、福祉安心電話(R4年度-6名、R5年度-5名)の利用者あり ・地域包括支援センターや社会福祉協議会職員が必要と思われる方への声がけができています	継続
あんしん見守り配食事業	独居高齢者等に緊急時の対応施策として、ボランティアが弁当を配食し、利用者とコミュニケーションをとることで、日頃の様子や悩み事の把握に努めます。	住民課 社会福祉協議会	・R3年度-2,077件、R4年度-2,090件利用がある ・利用者の悩み事などの把握はできている	継続

## 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが重要です。

### (1) 女性（妊産婦含む）、子育て中の保護者への支援

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
妊産婦・未熟児連絡票による連携	妊娠期から出産、子育て期での産後うつ病等の精神面の早期支援や養育力不足による虐待の防止のため、外来通院中、入院中、退院時に地域でのフォローが必要なケースについて連絡票を用いて、病院と連携を図ります。	住民課	・妊産婦未熟児連絡票 R3年度-1件 R4年度-3件 R5年度-2件 ・医療機関との情報共有、連携はできている	継続
産後のメンタルケアの実施	「エジンバラ産後うつ病質問票」「赤ちゃんへの気持ち質問票」を用いて、出産後の母のメンタルヘルスや育児に関する状況や気持ちを把握し、ハイリスク者の早期発見・支援に努めます。	住民課	・産婦新生児訪問 R3年度-5件 R4年度-7件 R5年度-6件 ・（全対象者）ハイリスク者の把握はできている	継続
児童家庭相談窓口	虐待等のさまざまな相談に、適切に対応します。必要時、要保護児童対策協議会へつなげます。	住民課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-2件 ・対象がいた場合は速やかに協議会を開催するよう努めた	継続

### (2) 高齢者、その家族への支援 重点

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

村では、行政だけではなく、社会福祉協議会と協力し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、地域でのコミュニティづくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
住民主体のサロン	単身世帯や日中独居が増え、地域とのつながりも希薄する中、寂しさや不安を抱えて暮らす人がいます。これらを解決するため、住民同士が気軽に無理なく集える交流の場として、歩いて行ける距離で「住民主体のサロン」への費用助成を実施します。	住民課	・開催 R3年度-13回(延べ100人) R4年度-45回(延べ321人) R5年度(計画)-91回(延べ680人) ・コロナ禍でもいつも集まっている方のみで開催	継続
社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）				

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
高齢者が集える 機会の提供	高齢者の閉じこもり、軽度認知症障害や社会的孤立に悩むフレイル（虚弱）な高齢者を予防するため、生涯学習や介護予防事業等の一環として、学習の場、レクリエーションや軽運動、地域交流等を行う場を提供します。（第1期計画の認知症カフェ、膝痛腰痛予防教室含む）	住民課 教育委員会 社会福祉協議会 地域包括支援センター/認知症疾患利用センター（弘前愛成会）/津軽保健生協組合 ブランデュー/ 弘前記念病院	・R3年度、R4年度はコロナ禍のため未実施、R5年度から再開（介護事業、生涯学習大学等）	継続
防犯活動の推進	振込詐欺、不審者、悪質な訪問販売等に対し、高齢者が巻き込まれないように随時周知します。	住民課 地域包括支援センター	・地域包括支援センター及び在宅介護支援センター職員が訪問時に適宜周知 ・高齢者が持ってきたハガキ内容を地域包括ケア会議にて情報共有し、訪問時に注意喚起を実施	継続

### (3) 障害や病気等を抱える人、その家族への支援

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
障害や障害サービスに関わる相談	障害サービス等の相談について、専門の相談先を紹介し、家族や本人が今後の生活の見通しができるようにします。	住民課	・相談 R3年度-8件(精1.知1.身6) R4年度-4件(精1.知1.身2) R5年度-2件(精0.知0.身2)	継続
障害者相談員による相談（身体・知的障害者相談員）	行政より委嘱した障害者相談員による相談業務を実施します。病気や障害を抱えて様々な生活上の困難に直面する村民の状況を察知把握し、適切な支援につなぎます。	住民課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-1件 ・適切に行政担当へつなげた	継続
障害者虐待の対応	障害者虐待に関する相談を受けます。虐待への対応を糸口に本人や家族等、擁護者を支援していくことで背後にある様々な問題に対して適切な支援につなげます。	住民課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-0件 ・対象者がいた場合は適宜対応	継続

### (4) 生活困窮者、無職者、失業者への支援 ※重点

生活困窮者は経済的困窮、就職活動困難、病気、家族関係、住まいの不安定、うつ・不眠・依存症・適応障害などのメンタルヘルスの課題、多重債務、ニート・引きこもりなど複数の課題を抱え生活困窮に陥っています。

このような生活困窮者の中には自殺リスクを抱える人が少なくない実情を踏まえ、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策に係る関係機関などが緊密に連携を図り包括的な支援を行っていきます。

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
生活困窮者自立支援相談 (多機関協働事業広域相談)	経済的に困窮している村民の相談を受け、就労や自立支援などに関わります。 広域相談支援を中心に、必要に応じて、法テラス、消費生活センター、被害者支援センター、交通事故相談所等の相談窓口も紹介します。 また、生活に困窮している村民や民生委員児童委員等に対して、制度の広報啓発を行います。	住民課 青森県・西目屋村社会福祉協議会ほか	・ 広域相談 R3 年度-10 件 R4 年度-7 件 R5 年度-5 件 ・ 制度説明会を年 1 回実施	継続
生活保護相談	資力や能力等を活用してもなお生活に困窮する方に、相談支援を行います。	住民課	・ 相談 R3 年度- 1 件 R4 年度- 5 件 R5 年度- 2 件	継続
水道料金滞納者相談	水道料金滞納者に、生活に関する相談先を伝えるとともに、必要時、住民課や社会福祉協議会へ情報提供します。	建設課	・ 相談 R3 年度- 0 件 R4 年度- 1 件 R5 年度- 1 件 ※滞納者の支払い相談	継続
村営住宅入所者相談	家賃滞納者等の問題を抱えている入所者に、相談先を伝えるとともに、住民課や社会福祉協議会へ情報提供します。	建設課	・ 相談 R3 年度- 0 件 R4 年度- 0 件 R5 年度- 1 件 ※滞納者の支払い相談	継続
生活福祉資金貸付事業	生活基盤の弱い人でも、自立支援に向けた生活資金の借り入れの相談と貸付を行い、借り受け人の生活全般についての長期的な寄り添い支援を行います。	社会福祉協議会 (県)	・ R3 年度-相談 2 件、利用 2 件 R4 年度-相談 1 件、利用 1 件 R5 年度-相談 1 件、利用 0 件 ・	継続
たすけあい資金貸付事業	経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう資金の貸付けと必要な相談支援を行います。	社会福祉協議会 (村)	・ R3 年度-相談 0 件、利用 0 件 R4 年度-相談 0 件、利用 0 件 R5 年度-相談 3 件、利用 3 件 ・	新規

#### (5)無職者・失業者対策 ※重点

職場での人間関係や長時間労働など勤務にまつわる様々な問題をきっかけに退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。

本村は、勤務に関する悩みを抱えた人が適切な相談・支援先につながるができるよう、様々な機会を通じて相談窓口等を周知することが必要です。

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
相談先情報の周知	こころの問題に関する悩みの相談先について周知を図ります。	住民課	・ 9 月自殺予防週間、3 月自殺予防月間に合わせ相談窓口リーフレット等を每户配布	継続
こころの健康相談	勤務に関する悩みや心身の健康に関することなど、様々な相談に応じます。 また、必要時産業保健総合支援センターの相談窓口を紹介します。	住民課	・ 精神分野相談 R3 年度-9 件 R4 年度-13 件 R5 年度-10 件	継続



取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
各種申請等での 窓口対応	各種申請や窓口での対応の際、村民の状況や把握に努め、適切な相談支援先につながるよう留意します。	各課 教育委員会	・各課、委員会で適宜対応	継続
納税相談	病気・失業などのやむを得ない理由で納税が困難な住民の生活状況を聞き取り、納税方法などの相談に応じます。	税務会計課	・相談 R3年度-2件 R4年度-2件 R5年度-4件	継続

#### (6)自殺未遂者、遺された人等への支援

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
自殺未遂者への 支援	自殺の再企図リスクが高いと判断された人へ、精神科への受診勧奨をします。	住民課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-0件	継続
遺族への支援	大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている自殺者の親族等が適切な支援を受けることができるよう、専門医療機関の紹介や遺族会などを紹介します。	住民課	・窓口へ県から配布されているリーフレットを設置	継続

#### (7)相談窓口及び相談体制の充実

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
なんでも相談 (こころの健康相談)	心身の健康や育児・介護に関することなど、様々な悩みや不安を抱えた方に対し、個別相談を行います。	住民課 社会福祉協議会	再掲 ・精神分野相談 R3年度-9件 R4年度-13件 R5年度-10件	継続
再掲：生活困窮者自立支援相談(多機関協働事業広域相談)	経済的に困窮している村民の相談を受け、就労や自立支援などに関わります。広域相談支援を中心に、必要に応じて、法テラス、消費生活センター、被害者支援センター、交通事故相談所等の相談窓口も紹介します。また、生活に困窮している村民や民生委員児童委員等に対して、制度の広報啓発を行います。	住民課 社会福祉協議会	・広域相談 R3年度-10件 R4年度-7件 R5年度-4件 ・制度説明会 年1回実施	継続

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
男女共同参画事業	男女間のあらゆる暴力の根絶や男女共同参画社会の実現に向け、情報提供を推進し、意識啓発を行います。また、相談内容に応じ、相談窓口を紹介します。	住民課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-0件 ・窓口ヘリーフレット設置	継続
人権相談	人権擁護委員が人権相談を定期的に応じます。	住民課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-0件 ・毎月1回実施	継続
行政相談	行政相談委員が、毎月1回、行政に対する苦情や相談に応じ、その問題解決を図ります。	総務課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-0件 ・毎月1回実施	継続
民生委員児童委員協議会活動	各地区の村民の生活を見守り、定期的開催される委員会において情報交換を行なうとともに、必要があれば関係機関へつなげます。	住民課	・毎月1回実施 ・福祉事務所、地域包括支援センター、社会福祉協議会と情報共有あり	継続
ひきこもり相談	ひきこもりに特化した第一相談窓口として「青森県ひきこもり地域支援センター」、次に「多機関協働事業広域相談（アウトリーチ）」を紹介し、必要な支援につなげます。	住民課	・相談 R3年度-0件 R4年度-0件 R5年度-0件 ・対象がいた場合は社会福祉協議会と連携のうえ対応	継続
各省庁などの相談窓口の周知	各省庁などが実施している相談窓口を周知します。参考：24時間子供SOSダイヤル、児童虐待かもと思ったら、子ども的人権110番、少年相談窓口など	各課 教育委員会	・各課、教育委員会それぞれが周知し、対応	継続

### (8)アウトリーチ事業の推進

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
ひきこもり等への対応	多機関協働事業アウトリーチにより、必要な支援につなげる。	住民課 社会福祉協議会		新規
滞納者への対応	税金・家賃・水道料金滞納者への相談窓口の紹介（※滞納額が大きくなる前に、相談窓口リーフレットを送付するなど）	税務会計課 建設課		新規

## 基本施策5 児童生徒と家庭が困難に対処できる教育と支援の推進

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人にSOSを出すことができる」ということを目標として、教育を行う必要があります。

本村における過去10年間の自殺者のうち、20歳未満の自殺者数は0名となっていますが、「子ども・若者」の自殺の背景とされる様々な問題（友人関係、生活問題、家庭環境、心身面での不調など）は誰もが直面しうる危機です。また、「子ども・若者」の諸問題への対応方法や相談・支援先に関する情報を知っておくことは、将来の自殺を低減するため重要なことです。

### 1) 児童のSOSの出し方に関する教育の推進

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
SOSの出し方に関する教育	児童生徒にSOSの出し方に関する教育を行います。	教育委員会	・R5年度から開始 ・中学生(20名)に対して実施 ・小学生は未実施で今後検討	継続
		住民課		

### 2) 子どもと家庭を支える取り組みの推進

取組	内容	担当課	第1期 実施状況と評価	第2期 計画
		協力団体		
高齢者とのふれあい	児童が地域に住む高齢者とレクレーション等でふれあうことで、福祉の心を学びます。	教育委員会 住民課	・R3年度-コロナ禍のため未実施 ・R4年度-3件（小学校田植え、稲刈り、収穫感謝祭） ・R5年度-高齢者側の都合で未実施	継続
スクールカウンセラーの配置	児童や保護者や教職員の様々な悩みの相談に応じ、助言するなどこころのケアを行うため、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。	教育委員会	・配置済み ・相談 R3年度-17件 R4年度-22件	継続
要保護児童対策協議会	児童虐待防止対策等の充実のため、関係機関が連携を図り対応を行いません。	住民課	・協議会 R3年度-0回 R4年度-0回 R5年度-2回 ・関係機関との連携確認	継続

## 第4章 自殺対策の推進体制

自殺予防対策における課題や「誰も自殺に追い込まれることのない西目屋村」の実現に向けた取組の視点や実施状況、効果等について検証し、本計画の総合的な評価を行う他、村民の自殺予防対策を関係機関等の連携により包括的に推進するため、「西目屋村自殺対策推進本部」を設置しています。

### 1 西目屋村自殺対策推進本部会議

庁内の全部署が自殺対策に関し共通の認識を持ち、自殺予防の啓発活動を総合的かつ効果的に取り組むことができるよう、西目屋村自殺対策推進本部会議を開催します。

#### 【庁内部署】

総務課（議会事務局含む）、企画財政課、住民課、税務会計課、産業課（農業委員会）、建設課、教育委員会

### 2 西目屋村自殺対策推進本部ワーキンググループ

西目屋村自殺対策推進本部を円滑に推進するため、本部に各課・教育委員会職員等からなるワーキンググループを設置します。

その他必要に応じて、医療関係者、教育関係者、産業関係者、地域関係者、行政関係者、福祉関係者等が参加します。

## 第5章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、西目屋村自殺予防対策連絡会議において具体的な取組状況を把握し、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署、関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図っていきます。

(参考資料1)

## 西目屋村自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、西目屋村自殺対策計画(以下「計画」という。)を策定し、策定後の計画の効果的な推進を図るため、西目屋村自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び総合的な自殺予防対策の推進に関すること
- (2) 自殺予防対策の啓発及び相談体制の充実に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、村長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。

3 本部員は、会計管理者、課・室長(西目屋村行政組織規則(平成8年西目屋村規則第5号)に規定する課及び西目屋村教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和63年西目屋村教育委員会規則第1号)に規定する課の課長をいう。)、議会事務局長及び農業委員会事務局長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部会以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に規定する所掌事項を円滑に推進するため、本部にワーキンググループ(以下「グループ」という。)を置くことができる。

2 グループの構成員は、本部長が任命する。

3 グループには、リーダーを置き、住民課の職員をもって充てる。

4 グループの会議は、リーダーが必要に応じて招集するとともに、会務を総理し、会議の議長となる。

- 5 リーダーは、必要に応じて構成員以外の者をグループの会議に出席させることができる。
- 6 リーダーは、必要に応じて構成員及び構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 7 リーダーは、グループにおいて検討した事項を本部に報告しなければならない。
- 8 この要綱に定めるもののほか、グループの運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第7条 本部及びグループの庶務は、住民課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(参考資料2)

## こころの健康に関する住民意識調査 と 結果

本村では、計画策定にあたり、次の調査を実施しました。

### 【調査期間と方法】

令和5年3月上旬 全世帯に対して保健協力員が調査票を健康診断申込書と一緒に配布

令和5年3月下旬 保健協力員が健康診断申込書と一緒に回収

### 【調査対象】 世帯のうち1名

【配布数】 492件(世帯分離関係なく、1つの家に1調査)

【回答数】 231件(回答率 46.9% )

次ページからの調査票の設問項目となりに【回答数など】を掲載しています。



## 村民の皆さまへ『こころの健康に関する村民意識調査』のお願い

日本の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超え、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、村では令和2年度に「西目屋村自殺予防対策計画」を策定しています。

このたび、「西目屋村自殺予防対策計画」の評価と見直し にあたり、  
**『こころの健康に関する村民意識調査』を行うこととなりました。**

**回答者はご家族のうち「1名」となり、裏面の「10の質問項目」にご回答くださいますようお願いいたします。**

お答えいただいた内容は、個人を特定せず、統計的に処理し、調査対象者全体を集計して利用いたします。

回答内容を、調査主体以外の第三者に提供することはありません。回答内容は、調査研究が終了するまで厳重に管理いたします。

**この調査票は配付した封筒に入れ、令和5年4月9日(日)までに保健協力員へ提出してください。または、令和5年4月12日(水)までに役場住民課福祉係まで直接提出してください。**

**なお、「第9期介護保険事業計画策定ニーズ調査」の提出がある場合は一緒に入れてください。**

**(注意) 提出用の封筒には 調査票のみ 入れてください。  
健康診断申込カードなどは入れないでください。**

調査主体： 西目屋村役場 住民課保健福祉係  
電話 85-2804 (直通)

『**こころの健康に関する村民意識調査**（令和5年3月）』

当てはまる□にチェック✓をお願いします。 ※(回答数)

- ①あなたはこれまでに、本気で自殺したいと考えたことはありますか？
- 考えたことはない (205)
  - この1年以内に考えたことがある (6)
  - ここ5年くらいの間考えたことがある (4)
  - 5年～10年前に考えたことがある (5)
  - 10年以上前に考えたことがある (13)
- ②身近な人を自殺（自死）で失ったことがありますか？
- ない (185)     ある (43)
- ③悩みやストレスを感じた時の1番の相談先はどこですか？
- 家族や友人 (197)     役場や地域包括支援センター (6)
  - 社会福祉協議会 (1) その他 (11)
- ④「自殺予防に関する啓発物」は見たことがありますか？
- 見たことがある (147)     見たことがない (79)
- ⑤「自殺対策に関するPR活動（啓発物や広報など）」について必要だと感じていますか？
- 必要 (117)     どちらともいえない (87)     不要 (19)
- ⑥「自殺は防ぐことができる」と思いますか？
- 防ぐことができる (89)     どちらともいえない (125)
  - 防ぐことができない (14)
- ⑦ご家庭の家計の余裕はどの程度あるか教えてください。
- 余裕がある (31)     どちらともいえない (110)     余裕がない (86)
- ⑧西目屋村での生活をどのように感じていますか？
- 幸せ (70)     どちらともいえない (142)     不幸 (19)
- ⑨日々の生活の中でいつも絶望的だと感じていますか？
- 感じていない (120)     どちらともいえない (92)     感じている (18)
- ⑩日々の生活の中でいつも価値のない人間だと感じていますか？
- 感じていない (124)     どちらともいえない (95)     感じている (10)

第2期いのちつなぐ西目屋村自殺予防対策計画  
～誰も自殺に追い込まれることのない西目屋村を目指して～  
《2024(令和6)年度～2028(令和10)年度》

発行 西目屋村 2024(令和6)年2月

編集 西目屋村住民課

〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田 57

TEL0172-85-2804 FAX0172-85-2590